

湖西市社会体育施設の割引制度改定について

平素よりアメニティプラザをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
 この度、2026年4月1日利用分より、湖西市条例改定に伴い社会体育施設の割引制度が改定となりました。
 (湖西市アメニティプラザ・勤労者体育センター・湖西運動公園・新居スポーツ公園・みなと運動公園)
 利用者の皆様には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
 割引制度に関するお問い合わせは、湖西市スポーツ・生涯学習課(053-576-8560)までお問合せください。

【利用料金の新割引表】 2026年4月1日(水)から適用開始

(税込)

		変更前			変更後		
		高齢者 (個人)	障がい者 (個人)	障がい者 (団体)	高齢者 (個人)	障がい者 (個人)	障がい者 (団体)
アメニティ プラザ	メインアリーナ	×	×	6,600円 9,900円 13,200円	×	×	3,300円 4,950円 6,600円
	サブアリーナ	330円	330円	3,300円 4,950円 6,600円	330円	免除	1,650円 2,475円 3,300円
	スタジオ	×	×	440円/時間	×	×	220円/時間
	会議室	×	×	440円/時間	×	×	220円/時間
	温水プール	330円	330円	×	330円	免除	×
	トレーニングルーム	330円	330円	×	330円	免除	×
	浴室	220円	220円	×	220円	免除	×

	変更前	変更後
高齢者(個人)	70歳以上の「高齢者」の個人利用料金を減免(半額)。居住地等は問わず。	70歳以上の個人利用料金を減免(半額)。対象は市内在住・在勤者
障がい者(個人)	障がい者本人1名の個人利用料金を減免(半額)。介助者2名まで無料。	障がい者本人1名の個人利用料金が無料。介助者1名まで無料。
障がい者(団体)	なし	障がい者団体として認定を受けた団体が、団体の事業として使用する場合、専用利用料金を減免(半額)

ご利用方法

【70歳以上の個人利用料の減免】 *トレーニングルーム・サブアリーナは個人利用料の減免はありません。

生年月日・住所が記載された公的証明書または市内在勤証明書(※)を施設利用時ごとに提示してください。
 ※免許証・マイナンバーカード、市内に住所を持つ事業所にて発行された在勤証明書

【障がいがある方の個人利用料金の免除】

施設利用の申込みの際に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳、難病患者に対する医療等に関する法律の医療受給者証のいずれかを施設利用ごとに提示してください。

【証明書について】

現在、アメニティプラザにて発行している高齢者利用証明証は、2026年4月1日より証明証として利用ができません。
 発行を希望される方(70歳以上の減免または障がいがある方の免除を希望される方)は、3月16日(月)より新利用証明証を発行いたします。年齢・住所が記載された公的証明書または市内在勤証明書・障がい者手帳等の原本をお持ちいただき総合フロントにてお申込みください。(曜日・時間帯によっては混雑しお時間をいただく場合もございます)
 新利用証明証を発行されない方は、公的証明書の原本を施設利用時にご提示ください。施設利用時に証明書の原本及び新利用証明証が提示できない場合はいかなる場合でも、減免及び免除での利用はできません。

【障がい者団体の専用利用料金の減免】

「湖西市社会体育施設減免利用団体承認申請書」及び「湖西市公共施設予約システム利用者登録申請書」に必要事項を記入のうえ、スポーツ・生涯学習課へ提出をお願いします。
 承認後、「湖西市公共施設予約システム」での施設予約が可能となりますので、施設をご利用の場合はご予約をお願いします。